
社会福祉法人設立の手引き

はじめに	1
第1 設立準備委員会	1
第2 役員等（評議員・理事・監事）の要件	3
第3 法人資産の確保	8
第4 法人・施設運営体制	10
第5 法人の名称	10
第6 社会福祉法人の会計経理	10
第7 研修案内等	12
第8 申請事務手続き	12
第9 社会福祉法人設立認可後の手続き	13
【参考】社会福祉法人設立認可申請事務手続きの標準的な流れ	...	16

【問い合わせ】

（高齢・障害関係法人）

横浜市健康福祉局監査課

TEL 045-671-4195

FAX 045-662-1658

（児童関係の事業のみを行う法人）

こども青少年局監査課

TEL 045-671-4193

FAX 045-663-6611

はじめに

社会福祉法人は、社会福祉法（以下「法」という。）に基づく社会福祉事業（法第2条）を行うことを目的に設立された法人です。従って、社会福祉法に基づく社会福祉事業の実施を目的としないものは、社会福祉法人とはなり得ません。

社会福祉法人は、横浜市長の認可を受けて、設立登記することによって成立（法第32条、第34条）します。認可に当たっては、定款を定め（法第31条）、社会福祉事業を行うに必要な資産を備える（法第25条）とともに、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く（法第36条）必要があります。

第1 設立準備委員会

1 位置づけ

設立準備委員会は、社会福祉法人を設立するまでの期間、法人設立や施設整備等に必要事項全般を審議、議決する合議制機関で、役員就任予定者等をもって組織します。

設立準備委員会では、次の項目等を明文化した設立準備委員会規約を定め、定期的に委員会を開催し、法人設立に向けた必要事項を決定していきます。

■規約の内容

- ① 目的
- ② 設立準備委員会の組織、構成
- ③ 代表者の選出方法に関する規定、それに基づく代表者の選出
- ④ 議決方法等運営に関する規定
- ⑤ 資産及び会計
- ⑥ 解散及び権利義務の継承

そのうえで、規約に基づき、定期的に設立準備委員会を開催し、必要事項の審議、議決を行い、活動をしていきます。

また、設立準備委員会は、法人設立後の運営を円滑に行うための組織体制の基礎となりますので、議事録の整備保管等の事務処理も確実に行うようにしてください。

2 活動資金

委員の旅費や事務経費など設立準備委員会の活動経費（準備委員会運営費）には公的な助成制度等がないため、設立代表者又は設立準備委員会の委員等が拠出することにより確保する必要があります。

社会福祉法人設立に必要な資産（基本財産、建設自己資金、運転資金、法人事務費（P12参照））は、あくまで法人設立後に、贈与契約に基づき寄附を受けるもので、原則として、設立準備委員会段階の経費に充てることはできません。

（なお、設立準備委員会は、社会福祉法人を設立するための準備を行う任意団体であるため、特段の税制上の特例措置はありません。）

(1) 会計処理

準備委員会運営費については、社会福祉法人設立に必要な資産（建設自己資金、運転資金等）と別に、拠出者の設立準備会における役職名義等で金融機関口座を新たに開設し、独立して資金管理ができるようにしてください。

(2) 会計年度

社会福祉法人の会計年度は、社会福祉法人会計基準により、4月1日から翌年の3月31日の1年間と定められているので、設立準備委員会の会計年度も3月31日末現在で決算を行う形となります。

精算は、社会福祉法人の設立後に行いますが、清算の結果、プラスの財産（残余）がある場合は法人に引き継ぐことが望ましいと考えられます。

一方、未払金等がある場合、負債を負っての社会福祉法人の設立は、社会福祉法人の安定的・継続的運営の観点により、認められないので、設立準備委員会において処理する必要があります。

第2 役員等（評議員・理事・監事）の要件

1 共通事項

- (1) 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第 61 条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えてください。
- (2) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当ではありません。
- (3) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当ではありません。
- (4) 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできません。

(法第 40 条第 1 項及び第 44 条第 1 項)

- ① 法人（法 40 条第 1 項第 1 号）
- ② 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの（同項第 2 号）
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第 3 号）
- ④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第 4 号）
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第 5 号）
- ⑥ 暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（同項第 6 号）

- (5) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできません。

2 評議員

- (1) 評議員の選任及び解任の方法については、法第 31 条第 1 項第 5 号において、法人が定款で定めることとしていますが、同条第 5 項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされています。
定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し（例：評議員選任・解任委員会）、この機関の決定に従って行う方法等が考えられます。
- (2) 評議員については、法第 39 条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではありません。
- (3) 評議員は法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできません（法第 40 条第 2 項）
- (4) 評議員には、各評議員又は各役員配偶者又は 3 親等以内の親族が含まれてはいけないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはけません（法第 40 条第 4 項及び第 5 項並びに社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「施行規則」という。）第 2 条の 7 及び第 2 条の 8）。
- (5) 評議員の数は、理事の員数を超える数とする必要があります（法第 40 条第 3 項）。

3 理事

- (1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であることが必要です。
- (2) 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければなりません（法第 44 条第 4 項）。

① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第 1 号）

「社会福祉事業について識見を有する者」は、例えば、次のような者が該当します。

- ア 社会福祉に関する教育を行う者
- イ 社会福祉に関する研究を行う者
- ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第 2 号）

「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」は、例えば、次のような者が該当します。

- ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者（同項第 3 号）

- (3) 理事は、6人以上でなければなりません（法第 44 条第 3 項）。
- (4) 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び 3 親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下（4）において「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはなりません（法第 44 条第 6 項及び施行規則第 2 条の 10）。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は 3 人です。
- (5) 理事長は、理事会の決定に基づき（法第 45 条の 13 第 3 項）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有します（法第 45 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 45 条の 17 第 1 項）。
- (6) 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（業務執行理事）を理事会で選定することができます（法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号）。

4 監事

- (1) 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができません（法第 44 条第 2 項）。
- (2) 監事には、次に掲げる者が含まれなければなりません（法第 44 条第 5 項）。

① 社会福祉事業について識見を有する者（同項第 1 号）

② 財務管理について識見を有する者（同項第 2 号）

- (3) 監事は、2人以上でなければなりません（法第44条第3項）。
- (4) 監事には、各役員配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはなりません（法第44条第7項及び施行規則第2条の11）。
- (5) 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいとされています。

5 役員等の任期

- (1) 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります（法第41条第1項）。また、定款で「4年」を「6年」まで伸長することができます（同項ただし書）。
ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能です（法第41条第2項）。
- (2) 役員（理事・監事）の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります（法第45条）。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能です。また、役員を再任することは差し支えなく、期間的な制限はありません。

6 評議員、理事及び監事の親族等の特殊関係者の制限

(1) 評議員の特殊関係者

評議員は、評議員会を通じて役員を監督する役割を担うことから、役員や他の評議員から独立した地位を確保する必要があります。評議員には、各評議員又は各役員配偶者又は三等親以内の親族のほか、以下の特殊関係者が含まれてはなりません（法第40条第4項及び第5項、施行規則第2条の7及び第2条の8）。

ア 各評議員と特殊の関係がある者

- (ア) 評議員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (イ) 当該評議員の使用人（秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている者）
- (ウ) 当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- (エ) (イ)及び(ウ)に掲げる者の配偶者
- (オ) (ア)から(ウ)までに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (カ) 当該評議員が役員・業務を執行する社員（主に社団の社員を指す。）である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該評議員」及び「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員」の合計数が、当該社会福祉法人の評議員の総数の1/3を超える場合に限る。）
- (キ) 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の1/2を超える場合に限る。）
- (ク) 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（「当該団体の職員である当該社会福祉法人の評議員」の総数が、「当該社会福祉法人の評議員」の総数の1/3を超える場合に限る。）
 - i 国の機関
 - ii 地方公共団体
 - iii 独立行政法人
 - iv 国立大学法人又は大学共同利用機関法人
 - v 地方独立行政法人
 - vi 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の

適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

イ 各役員と特殊の関係がある者

- (ア) 役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (イ) 当該役員の使用人
- (ウ) 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- (エ) (イ)及び(ウ)に掲げる者の配偶者
- (オ) (ア)から(ウ)に掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (カ) 当該役員が役員・業務を執行する社員(主に社団の社員を指す。)である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員」の総数が、「当該社会福祉法人の評議員」の総数の1/3を超える場合に限る。)
- (キ) 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、「当該他の社会福祉法人の評議員」の総数の1/2を超える場合に限る。)

(2) 理事の特殊関係者

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他以下の各理事と特殊の関係にある者が理事総数の1/3を超えて含まれてはなりません。ただし、各理事の配偶者及び三親等以内の親族その他以下の各理事と特殊の関係にある者の上限は、3人となります(法第44条第6項及び施行規則第2条の10)。

- ア 理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 理事の使用人(秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている者)
- ウ 理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ及びウに掲げる者の配偶者
- オ アからウまでに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- カ 理事が役員・業務を執行する社員(主に社団の社員を指す。)である他の同一の団体(社会福祉法人を除く。)の役員、業務を執行する社員又は職員(「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の1/3を超える場合に限る。)
- キ 第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者
※ 「当該団体の職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の1/3を超える場合に限る。

(3) 監事について

監事は、その業務の性質上、法人の業務執行から独立した地位を保証する必要があることから、各役員配偶者又は3親等以内の親族その他以下の各役員と特殊の関係がある者が含まれてはなりません（法第44条第7項及び施行規則第2条の11）。

- ア 役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 役員の使用人（秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている者）
- ウ 役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ及びウに掲げる者の配偶者
- オ アからウまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- カ 理事が役員・業務を執行する社員（主に社団の社員を指す。）である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の1/3を超える場合に限る。）
- キ 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該監事」及び「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の合計数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の1/3を超える場合に限る。）
- ク 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となつている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、「当該他の社会福祉法人の評議員」の総数の1/2を超える場合に限る。）
- ケ (1)ア(ウ)の団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（「当該団体の職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の1/3を超える場合に限る。）

第3 法人資産の確保

社会福祉法人の設立に当たっては、次の資産が必要となります。

① 基本財産

- ア 施設を経営する法人 …………… 施設の用に供する不動産
- イ 施設を経営しない法人 …………… 原則1億円以上の資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）
- ウ 特定の小規模事業を行う法人………… 上記にかかわらず1千万円以上の資産

■ 特定の小規模事業（資産要件の緩和が適用になる事業）

- (ア) 対象事業：居宅介護等事業（ホームヘルプ）、共同生活援助事業（グループホーム）等の経営を目的として法人を設立する場合 等
- (イ) 要件等：対象事業について次の全てを満たす場合
 - ① 5年以上又はNPO法人として3年以上の経営実績を有し
 - ② 地方公共団体等からの委託、助成実績又は事業者指定があり
 - ③ 同一県内においてのみ事業を実施する 等

② 建設自己資金（施設等を整備する場合）

③ 運転資金 …… つなぎ資金（施設が開設してから介護報酬・委託費等の収入が入るまでの間）

④ 法人事務費

基本財産は法人設立の要件（原則、横浜市長の承認がなければ処分や担保提供不可）であり、施設建設・設備整備費、運転資金、法人事務費は事業の円滑な実施に不可欠なものですので、計画的かつ確実に準備してください。

また、福祉医療機構協調融資に係る担保提供を行う場合、債務額を確定させた抵当権を設定し、担保提供を行ってください。債務額が確定しない根抵当の設定はできません。

1 土地

(1) 法人設立後に寄附を受け法人が自己所有する場合

ア 寄附予定地の確定

寄附に際して土地の分筆や合筆が必要な場合は、速やかに実施しておいてください。法人の基本財産となった後では、その土地の一部を道路用地として横浜市に寄附するといった場合も、基本財産の処分として横浜市長の承認を得ることが必要になります。

イ 抵当権等の解除

法人に基本財産として贈与する場合は事前に解除するようにしてください。

ウ 評価額の確定

財産目録上の資産額を明らかにするため、次のいずれかの方法により、土地の評価額を確定してください。

■ 確定方法

(ア) 不動産鑑定評価による

(イ) 横浜市の固定資産評価証明書による

証明の取得時期は、福祉医療機構の融資を受ける場合はその前、融資を受けない場合は、法人設立認可申請前としてください。

(2) 国、地方公共団体以外の者から貸与を受ける場合

原則として、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記する必要があります。

2 現金（建設自己資金、運転資金等共通）

自己資金については、法人認可はもとより、福祉医療機構から融資を受ける場合の審査においてもその形成過程の説明を詳細に求められるので、次の資料を提出していただきます。

(1) 残高証明書

- ・各贈与者について、同一の日付で取得してください。
- ・申請した時点で提出いただいている場合も、証明日を指定しての再提出及び複数回の提出をお願いすることがあります。

(2) 預金通帳の写し

必要に応じて、指定した期間の贈与者の預金通帳の写しを提出いただく場合があります。

(3) その他自己資金の源泉を証明できる資料

(4) 後援会規約・後援会通帳の写し

後援会等の支援組織が、小口の寄附を広く募って資金を収集した場合

3 運転資金

法人・施設の(事業開始後の)年間事業費の次の割合に相当する現金預金をその他財産のうちに用意する必要があります。

■ 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険法上の事業、障害者総合支援法上の障害福祉サービス又は児童福祉法上の障害児通所支援若しくは障害児入所支援に該当する社会福祉事業を主として行う法人……	12分の2以上
■ その他の法人 (平成28年11月11日雇児総発1111第1号、社援基発1111第1号、障企発1111第1号、老高発1111第1号、厚生労働省関係課長通知)	…… 12分の1以上

なお、年間事業費の算出に当たっては、その算出根拠をできるだけ詳細に把握してください。

4 法人事務費

理事会開催経費や事務所の賃料、通信費等、法人の運営にかかる費用を確保しておく必要があります。

5 借入金償還財源

借入金の償還財源を、設立代表者等個人からの寄附に拠る場合は、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回るよう、無理のない計画としてください。

第4 法人・施設運営体制

1 主要職員の早期確保

施設長、事務（会計）職員等、法人・施設運営の中核となる職員については、経験・知識等のある職員をなるべく早期に選定するようにしてください。

特に施設長予定者は、法人設立準備段階あるいは、設立後の施設開設準備段階から事業計画の策定等に参画してもらい、円滑に事業が開始できるようにしてください。

また、施設長に、社会福祉事業の経験がない方が就任する場合は、施設長資格を取得するとともに、類似施設での研修等を積むことが望まれます。

なお、事業者として応募する段階で本市に提示していた施設長予定者の変更は原則として認められません。やむを得ず変更する場合は、施設整備所管課及び監査課と速やかに相談願います。

2 施設職員の確保

施設の職種別職員構成については、国及び横浜市が示す基準に基づいて職員数の構成を策定してください。

職種によっては確保の困難な場合もあるので、十分な期間をもって採用計画を立てる必要があります。

3 定款及び諸規程の整備

定款は、法人の根本法であり「社会福祉法人定款例」に沿って作成します。また、関係法令等に基づいて、法人の管理、会計、就業、給与及び苦情処理等に関する規程を整備する必要があります。

第5 法人の名称

社会福祉法人は社会福祉事業を行う公共性の高い組織ですから、名称は次による必要があります。

- (1) 法人・施設の名称は、理事長等の個人名から引用したものでないこと。
- (2) 神奈川県内において、同一名称の法人・施設がないこと。
- (3) 事業内容とかけ離れた名称や誇大な名称でないこと。

第6 社会福祉法人の会計経理

1 概要

社会福祉法人は、社会福祉事業（社会福祉施設の運営等）を行う、公益性の高い法人として、所轄庁（横浜市）の認可を受けて、設立されます。

社会福祉法人を設立すると、法律等で定められた会計のルールに基づき、法人で会計経理の決まり（経理規程）を定め、日々の会計処理、予算、決算を行います。

2 日常の会計経理処理

各法人で「経理規程」を作成し、理事会に諮ります（「法人設立認可申請提出書類作成要領 第1 14(1) 経理規程」参照）。その経理規程に基づき、実際の会計処理を行うこととなります。

3 予算

社会福祉法人は毎年度開始前（つまり3月31日）までに、計画的に事業を運営していくための年間計画である予算を作成する必要があります。

具体的には理事長を中心に、事業計画に基づき収入及び支出の金額を見積もり、資金収支計算書を作成します。そして、理事会（定款で定めた場合には、理事会及び評議員会）で議決をし決定します。1年間の事業運営はこの予算に基づき、行います。

4 決算

社会福祉法人は1年間の運営を行った後、毎年6月30日までに、会計の年間報告である計算書類を作成する必要があります。

具体的には、資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表・附属明細書等を作成し、監事による監査を受けます。そして理事会の審議を経て、評議員会で議決し決定します。

5 会計通知

会計処理は、社会福祉法人会計基準等に則って処理してください。

※下記以外にも各事業で通知等が出ている場合があります。

共通	
1	社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）
2	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて
3	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について
4	社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて（雇児総発0329第1号他）
高齢者	
1	特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱いについて（老発第188号）
障害者	
1	障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて（障発第1018003号）
措置施設	
1	社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（雇児発第0312001号他）
2	社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（雇児福発第0312002号他）
3	措置費（運営費）支弁対象施設における社会福祉法人会計基準の適用について（社援施第9号）
保育所	
1	子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（府子本第254号）
2	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて（府子本第255号）
3	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について（府子本第256号）

第7 研修案内

社会福祉法人の設立・運営に関しては多岐にわたる知識が必要となるので、次の研修機関が主催する研修の受講をお勧めします。

1 独立行政法人福祉医療機構(経営サポートセンター)

電話：03-3438-9932 FAX：03-3438-0371

<https://www.wam.go.jp/hp/>

2 福祉保健研修交流センターウィリング横浜

電話：045-847-6666(代表) FAX：045-847-6676

<https://www.yokohamashakyo.jp/willing/>

第8 申請事務手続き

1 設立までの流れ

横浜市では、社会福祉法人の設立認可について申請内容を社会福祉法人施設審査会に諮った上で、認可の可否を決定しています。

社会福祉法人施設審査会に諮るにあたっては、多くの調整事項や書類を準備する必要があるため、余裕をもったスケジュールを立て、お早目にご相談ください。

(1) 事前相談

社会福祉法人は、社会福祉事業を実施することを目的とする法人であるため、社会福祉法人として認可を受けるためには、社会福祉法に定められた第一種又は第二種社会福祉事業の実施が確実に予定されていることが要件になります。社会福祉法人の設立に際しては、設立後に行う社会福祉事業の事業所管課にあらかじめ相談を行ってください。

また、各事業所管課との事前相談と並行して、社会福祉法人の設立について事前相談を行います。

(相談窓口)

- 高齢・障害関係法人…健康福祉局監査課
- 児童関係のみを行う法人…こども青少年局監査課

(2) 社会福祉法人施設審査会で審査

認可申請書に準じた形で、社会福祉法人施設審査会に諮る資料を提出します。

(3) 社会福祉法人設立認可申請書の提出

社会福祉法人施設審査会で社会福祉法人の設立が適正とされましたら、社会福祉法人設立認可申請書を提出していただきます。

(4) 設立認可

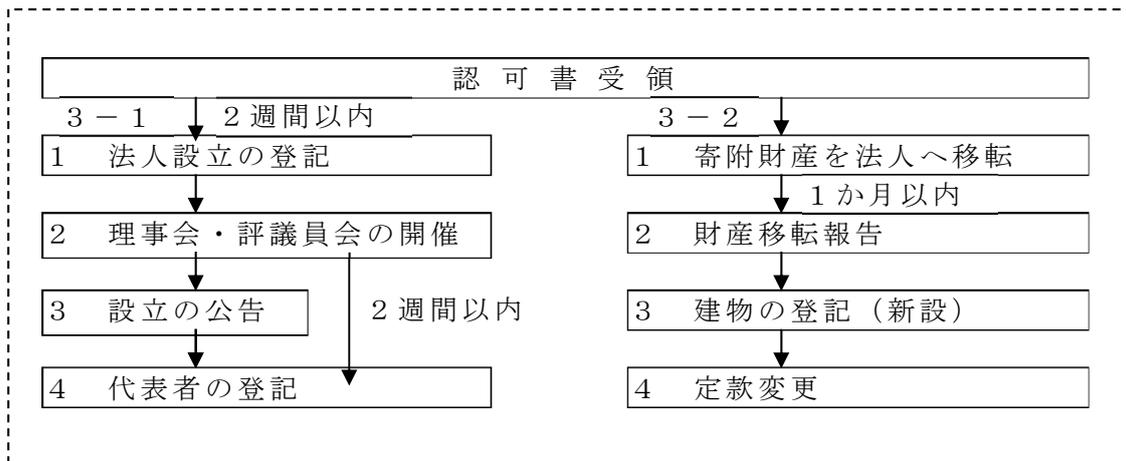
社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことが要件であるため、社会福祉事業の認可が得られることを確認した上で、設立認可を行います。

2 申請事務手続きの進め方

申請手続きについて、設計事務所やコンサルタントに依頼するケースが見受けられま

す。
しかし、申請手続きの過程で法人資産の確保、事業計画、収支計画をはじめとして、法人・施設運営の根幹に係る内容の検討が進められていくので、設立準備委員会の代表者や委員等、法人・施設の運営責任者となる予定の方が責任をもって携わるようにしてください。

第9 社会福祉法人設立認可後の手続き



1 法人設立の登記

社会福祉法人は、設立の登記をすることによって成立します（社会福祉法第34条）ので、**法人認可後、2週間以内に設立の登記**をしてください。なお、手続きについては所管の登記所とよく相談をしてください。法人登記が完了しましたら、法人登記簿現在事項全部証明書を監査課へご提出ください。

登記事項

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存立期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 資産の総額（設立当初の財産目録の記載額）※

※ 資産の総額は、毎会計年度終了後に必ず変更登記を行います。

2 理事会等の開催

法人登記が完了したら速やかに開催し、議事録を作成してください。

	審議内容（参考例）
第1回 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員選任・解任委員会委員の選任 ・ 評議員候補者の推薦（評議員選任・解任委員会での推薦のため） ・ 役員（理事、監事）候補者の推薦（第1回評議委員会での推薦のため） ・ 第1回評議員会の日時・場所・議題・議案の決定
評議員選任・解任委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員の選任
第1回 評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員（理事、監事）の選任
第2回 理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長の選任 ・ 業務執行理事の選任（定款で定められている場合に限る） ・ 設立の公告の承認（定款に記載した公告の方法に基づき、公告を行うことの承認を得る） ・ 基本規程の制定の承認（法人の運営に関する基本的な規程類）

	<ul style="list-style-type: none"> ・設立年度の事業計画及び予算の承認 ・寄附財産のうち基本財産相当分の編入（土地・建物）についての承認 ・第2回評議員会の日時・場所・議題・議案の決定
第2回 評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・基本財産増加の定款変更（土地・建物） ・設立年度の事業計画及び予算の承認（定款で評議員会の権限として定められている場合に限る）

3 設立の公告

第2回理事会開催後、定款に基づき速やかに行ってください。

4 代表者の登記

理事長について、定款に基づき選任した後、2週間以内に登記を行ってください。

5 寄附財産を法人へ移転

(1) 法人銀行口座の開設

- ア 運転資金用
- イ 施設整備会計用

(2) 寄附金受領後、領収書の交付

- ・贈与契約書に定めた期間内に行ってください。
- ・寄附の受領については、寄附金台帳を作成してください。

土地建物の贈与がある場合は、以下の手続きを財産移転報告の前に行ってください。

(3) 登録免許税の非課税証明書申請

土地建物の贈与を受けて登記する場合、社会福祉法人は横浜市が発行する証明書により、登記の際の登録免許税が非課税になります。申請時の提出書類については、P20を確認してください。

→ 9 参考

1 登録免許税の非課税証明について

(4) 基本財産（土地建物）の登記

(3) の証明書を添えて登記してください。

6 財産移転報告

設立認可申請時に財産目録に記載した財産（土地、建物、運転資金、建設自己資金等）の移転完了後1か月以内に、次の書類を添えて市長あてに報告してください。

提出書類	
1	財産移転報告書
2	法人登記事項証明書
3	法人印鑑証明書
4	法人設立時の財産目録（法人設立認可申請時に添付したもの）
5	土地登記事項証明書（所有権移転後）
6	建物登記事項証明書（所有権移転後）
7	寄附受領書の写し 寄附予定額のうち、既に支出済みの法人経費（施設整備費等）を除いた残額の贈与を受けた後、法人としての領収書（寄附目的に応じて）を発行する。
8	支出済みの法人経費の支出経過表及び領収書

贈与契約書の贈与額のうち、既に支出した経費分
9 残高証明書
10 法人の預金通帳の写し
11 設立公告が掲載された新聞等の写し
12 理事会・評議員会議事録の写し

7 建物の登記（新設）

建物を新設した場合、竣工後に所有権を登記します。

- (1) 建物表題登記
建物が存在することを意味する表示登記を行ってください。
- (2) 非課税証明書の申請
→ 9 参考
1 登録免許税の非課税証明について
- (3) 建物保存登記
(2) の証明書を添えて、建物の所有権保存登記を行ってください。

8 定款変更

- (1) 理事会の開催
理事会を開催し、基本財産への編入について承認を得て、それに伴う定款変更について評議員会の議題とすることを決定し、評議員会で定款変更について承認を得てください。
- (2) 定款変更の届出
基本財産の増加にかかる定款変更は、横浜市に定款変更の届出を行ってください。

9 参考

- (1) 登録免許税の非課税証明について
社会福祉法人が社会福祉事業の用に供する不動産の登記(当該事業の用に供する土地・建物の所有権の取得登記)については、登録免許税は課されないこととなっています。

提出書類	土地	建物
証明願（2部）	○	○
土地登記事項証明書（所有権移転前）	○	
公図の写し	○	
建物表題登記申請の受領書の写		○
各階平面図、案内図等		○

※証明願は、2部提出してください。

- (2) 定款変更について
定款変更には、届出と認可の2種類があります。

{

- ・届出事項…事務所の所在地、基本財産の増加、公告の方法に関すること
- ・認可事項…届出事項以外

 ※詳しくは、監査課までお問合せください。

- (3) 神奈川県社会福祉協議会・経営相談事業について
神奈川県社会福祉協議会では、社会福祉事業の経営・運営を支援することを目的に、神奈川県内の社会福祉法人や福祉施設からの経営や運営に関する相談を受けていま

す。

一般相談のほかに、必要に応じて弁護士・公認会計士・社会保険労務士等からの専門相談も対応しています。

※神奈川県社会福祉協議会・経営相談事業

http://www.knsyk.jp/s/soudan/madoguchi_houjin_annai.html

【社会福祉法人設立認可の流れ】

